

事務連絡  
令和6年4月23日

指定児童発達支援事業所 管理者 様  
指定放課後等デイサービス 管理者 様

大阪市福祉局障がい者施策部  
障がい支援課長

令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定に伴う児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける  
個別サポート加算（Ⅰ）の取扱いについて

平素より、本市障がい福祉行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定において、重度障がい児への支援及び行動障がいの予防的支援を充実させる観点等から、児童発達支援及び放課後等デイサービスの個別サポート加算（Ⅰ）の要件を見直すこととなりました。

これに伴い、加算の算定及び請求方法等に一部変更が生じるため、令和6年4月以降の児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける「個別サポート加算（Ⅰ）」に係る具体的な受給者証の取扱い等について、下記のとおりお示いたします。

なお、本取扱いについては大阪市において支給決定を受けている者が対象となります。他都市の取扱いについては各自自治体にお問い合わせいただきますよう、お願いいたします。

記

Ⅰ. 児童発達支援における個別サポート加算（Ⅰ）の改定について

1. 児童発達支援における個別サポート加算（Ⅰ）の改定内容について

児童発達支援においては、乳幼児等サポート調査を用いた調査の結果を踏まえ、個別サポート加算（Ⅰ）の対象か否かを決定していたところであるが、重度障がい児への支援を充実させる観点から、対象児童について以下のとおり変更するとともに、評価を見直す（※）。

改定前	改定後
<p><u>乳幼児等サポート調査（こども家庭庁長官が定める児童等（平成24年厚生労働省告示第270号）（以下「270号告示」という。）一の六の表をいう。）のうち、以下の（一）又は（二）に該当すると市町村が認めた障害児について評価を行うものであること。</u></p> <p><u>（一）4歳未満であって、食事、排せつ、入浴及び移動の項目のうち、2以上の項目について全介助を必要とする又は一部介助を必要とするの区分に該当すること。</u></p> <p><u>なお、市町村が認めるときに障害児が3歳以上であった場合は、（二）に該当する必要がある</u></p>	<p>・重症心身障害児</p> <p>・身体に重度の障害がある児童 <u>（身体障害者手帳1級・2級の交付を受けている障害児）</u></p> <p>・重度の知的障害がある児童 <u>（療育手帳を交付されており、最重度又は重度であると判定をされている障害児）</u></p> <p>・精神に重度の障害がある児童 <u>（1級の精神障害者保健福祉手帳を交付されている障害児）</u></p> <p style="text-align: right;">⇒ 120単位/日</p>

<p>るものとする。</p> <p><u>(二) 3歳以上であって、食事、排せつ、入浴及び移動の項目のうち、1以上の項目について全介助を必要とする又は一部介助を必要とするの区分に該当し、かつ、同表の食事、排せつ、入浴及び移動以外の項目のうち、1以上の項目についてほぼ毎日支援が必要又は週に1回以上支援が必要の区分に該当すること。</u></p> <p style="text-align: center;">⇒ 100 単位/日</p>	
--	--

(※) 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和6年こども家庭庁告示第3号）及び児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号）において規定。

2. 令和6年4月以降の児童発達支援における個別サポート加算（I）の判定について

上記1の改定に伴い、現在、児童発達支援において実施している乳幼児等サポート調査については廃止する。

令和6年4月以降は、通所給付決定時に実施する、申請に係る障がい児又は障がい児の保護者からの勘案事項の聴き取りにおいて、当該申請に係る障がい児の障がいの種類及び程度その他の心身の状態、当該障がい児に交付されている療育手帳等の基礎的な情報を把握し、当該手帳により示された障がいの程度に応じて、加算の対象か否かについて、各区保健福祉センターにおいて判定を行う。

3. 令和6年4月1日以降の受給者証の取扱い

令和6年4月以降の新たな要件に該当する障がい児については、現行の「個別サポート加算（I）」との区別がつかないため、受給者証の印字については、当面の間「加算個別サポート①」の印字とする。

(1) 令和6年3月31日時点で個別サポート加算（I）の対象となっており、令和6年4月1日以降も対象となる場合

令和6年4月中に、「加算個別サポート（I）」を削除し、新たに「加算個別サポート①」と印字された受給者証を支給決定保護者宛て送付する。

(2) 令和6年3月31日時点で個別サポート加算（I）の対象となっているが、令和6年4月1日以降は対象とならない場合

令和6年4月以降の要件を満たさなくなる場合には、当該障がい児について、受給者証の再発行は行わない。現行の「加算個別サポート（I）」の印字が残っている受給者証について、令和6年4月以降は加算対象とはならないため、ご留意いただくようお願いする。

## II. 放課後等デイサービスにおける個別サポート加算（I）の改定について

### 1. 放課後等デイサービスにおける個別サポート加算（I）の改定内容について

放課後等デイサービスにおいては、就学児サポート調査を用いた調査の結果を踏まえ、個別サポート加算（I）の対象か否かを決定していたところであるが、重度障がい児への支援及び行動障がいの予防的支援を充実させる観点から、対象児童の状態像に応じて、評価について以下のとおり見直す。

改定前	改定後
<p>就学児サポート調査（270号告示の八の四の表並びに食事、排せつ、入浴及び移動の項目をいう。）のうち、以下の（一）又は（二）に該当すると市町村が認めた障害児について評価を行うものであること。</p> <p>（一） 食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とすること。</p> <p>（二） 270号告示の八の四の表の各項目について、その項目が見られる頻度等をそれぞれ0点の個別サポート欄から2点の欄までの区分に当てはめて算出した点数の合計が13点以上であること。</p> <p>⇒ <u>いずれかに該当する場合</u></p> <p style="text-align: right;">100 単位/日</p>	<p>就学児サポート調査（270号告示の八の四の表並びに食事、排せつ、入浴及び移動の項目をいう。）のうち、以下の（一）又は（二）に該当すると市町村が認めた障害児について評価を行うものであること。</p> <p>（一） 食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とすること。</p> <p>⇒ <u>（一）の基準に該当し、「著しく重度の障害児」と判定された場合</u></p> <p style="text-align: right;">120 単位/日</p> <p>（二） 270号告示の八の四の表の各項目について、その項目が見られる頻度等をそれぞれ0点の個別サポート欄から2点の欄までの区分に当てはめて算出した点数の合計が13点以上であること。</p> <p>⇒ <u>（二）の基準に該当し、「ケアニーズの高い障害児」と判定された場合（※）</u></p> <p style="text-align: right;">90 単位/日</p>

（※）強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者を配置し支援を行った場合に、更に30単位を加算

### 2. 令和6年4月以降の放課後等デイサービスにおける個別サポート加算（I）の判定について

放課後等デイサービスにおける個別サポート加算（I）の判定については、令和6年4月以降も、引き続き、現行の就学児サポート調査を用いた調査の結果を踏まえ、加算の対象か否かについて判定を行う。

ただし、これまでは本加算の対象児童に対する評価（単位数）は（一）又は（二）のいずれの場合であっても同様（100単位）であったが、令和6年4月以降は、こどもの状態像に応じて評価が異なることとなるため（90単位又は120単位）、令和6年3月31日時点で個別サポート加算

(I)の対象となっている障がい児については、現に、通所給付決定を行った際に就学児サポート調査を用いた調査で把握している情報により、令和6年4月以降の個別サポート加算(I)における区分の判定を各区保健福祉センターにおいて改めて行う。

### 3. 令和6年4月1日以降の受給者証の取扱い

令和6年4月以降の個別サポート加算(I)について、就学児サポート調査を用いた調査の結果を踏まえ、こどもの状態像に応じて、以下のとおり受給者証に記載することになる。

こどもの状態像	受給者証の記載
(改定後の(一)に該当する場合) 食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とすること。(著しく重度の障害児)	加算個別サポート(I)(重度)
(改定後の(二)に該当する場合) 270号告示の八の四の表の各項目について、その項目が見られる頻度等をそれぞれ0点の個別サポート欄から2点の欄までの区分に当てはめて算出した点数の合計が13点以上であること。 (ケアニーズの高い障害児)	加算個別サポート(I)

#### (1) 令和6年4月以降に「著しく重度の障害児」と判定された場合

令和6年4月中に、「加算個別サポート(I)」を削除し、新たに「加算個別サポート(I)(重度)」と印字された受給者証を支給決定保護者宛て送付する。

#### (2) 令和6年4月以降に「ケアニーズの高い障害児」と判定された場合

現行と同様の取扱いとなるため、特段の読み替え対応等は不要である。

### 4. 放課後等デイサービスにおける個別サポート加算(I)に係る留意点について

上記2の調査において、就学児サポート調査により13点以上であるものとして「個別サポート加算(I)」の対象であると判定された障がい児に対して、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者を配置して支援を行い、さらに30単位/日(合計120単位)を加算する場合には、強度行動障害者養成研修(基礎研修)修了者を配置して支援を行う体制がある旨について、福祉局運営指導課に届出を行う必要があることに留意すること。

## III. その他

児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける個別サポート加算(I)については、主として重症心身障がい児を通わせる事業所において重症心身障がい児に対して支援を行う場合として基本報酬を算定している場合は、算定を行わないので留意すること。

《問い合わせ先》

大阪市福祉局 障がい者施策部障がい支援課

Tel : 06-6208-8015 FAX : 06-6202-6962